

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和元年9月20日

神奈川県議会議長 梅 沢 裕 之 殿

神奈川県議会議員 菅 原 直 敏

質問趣意書 菅原直敏

1. RPAとBPRについて

令和元年9月6日、知事提案説明において、「県庁の働き方改革を推進するため、通勤手当の認定など、定型的な業務をソフトウェア・ロボットにより自動化する『ロボティック・プロセス・オートメーション』いわゆるRPAを今年度中に導入する」ことを明言されました。

この方向性は時宜にかなったものであり、RPAの活用の仕方次第では、県行政の効率的・効果的運営が可能になり、職員が自分らしく生きるためにも資するものと考えます。

一方で、RPAの導入に限らず、様々なテクノロジーを導入する際に最初に考えなければならない点は、テクノロジーの導入されている業務自体の要否です。必要のない業務をテクノロジーを活用して効率化することは、意味をなさないためです。

県は、平成28年3月「スマート県庁大作戦アクションプラン」において、「BPRの推進」を明示しています。BPRとは「ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」の略で、わかりやすくいうと業務手順の見直しのことです。このBPRとRPAは、並走して行われることが生産性の向上には効果的であるとされています。

そこで、BPRの推進にかかる県の取り組み状況とその結果について知事にお伺いします。併せて、そのBPRの成果がいかなる形で、RPAの導入に活かされているのかも知事にお伺いします。

2. 業務プロセスの標準化・共同化について

テクノロジーの行政運営への活用は自治体によって温度差があります。テクノロジーの活用に熱心な自治体は、民間企業と様々な協働をしながら新しい技術を試行も含めて導入しています。

一方で、テクノロジーの活用はそれなりのコストが生じる場合もあり、複数の自治体が業務プロセスを標準化・共同化することは、財政面、人材面そしてテクノロジーの活用面において大きな便益が得られます。また、システムを構築する企業側も仕様書などの調整が少なく済みます。そして、特に行政サービスを受ける住民や企業に対して広域的に共通した申請プロセスを提供できることは県民利益に大きく寄与します。

そこで、テクノロジーを活用する際の本県の業務プロセスの標準化・共同化についての見解を、都道府県レベルの横連携の視点と、県下市町村における横連携への支援の視点から、知事にお伺いします。

3. 電動車椅子での飲酒について

神奈川県警察のホームページにおいて、飲酒をしての電動車椅子の運転について「これは危険です!絶対やめましょう」と注意喚起をしています。一方で、電動車椅子は法律上「歩行者」の扱いであり、当事者にとってそれが唯一の移動手段である場合も少なくありません。そして、電動車椅子の当事者の飲酒を一律に禁止する啓発を県警が行うことは、当事者が自分らしく生きる自由を制限し、本県の「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念にも逆行する可能性もあります。

そこで、神奈川県警察は飲酒によって当事者が電動車椅子の判断や操作を誤る可能性を指摘していますが、飲酒を原因とする電動車椅子による事故は年間何件あるのか警察本部長にお伺いします。

また、電動車椅子の利用者の飲酒を一律に禁止する啓発活動を行うことは、当事者の自分らしく生きる自由を制限することにもなると考えますが、警察本部長のお考えをお伺いします。

4. 重度障害者の訪問介護について

このような中、大阪府の吉村洋文知事は、8月7日、常時介護を必要とする重度障害者が通勤・通学時や就労時に、介護サービスを公費で受けられる府独自の支援制度を創設する意向を明らかにしました。大阪市とも連携して制度設計に乗り出しており、来年度から導入することです。移動の自由は、私たちが自分らしく生活する上で非常に重要な要素であり、これを社会として担保していくことは、障害のある当事者の方々だけではなく、全ての人々にとって自分らしく生きられる社会の構築に資すると考えます。

そこで、神奈川県でこのようなサービスを導入した場合、どの程度の予算が必要になるか、知事にお伺いします。

また、県として今後、国の制度の足らざる部分への問題提起も踏まえて、小さくても不完全でも良いので、大阪府のように支援制度を創設することで、一步を踏み出すことが重要と考えるが、知事の考えをお伺いします。

5. 生活保護の未収債権について

神奈川県内の市町村の生活保護費の返還の調停額と収入未済の総額についてお伺いします。

収入未済額を解消するための債権回収業務は、不正又は法律上の原因が無いのに保護費を受給したことによる利益を容認せず、生活保護制度への信頼を担保する点で大変重要です。しかし、この債権回収業務は大半の市町村においてケースワーカーによって行われていますが、ケースワーカーは通常的生活保護業務だけでも手一杯な上に、被保護者への福祉的な支援と債権回収は逆方向の業務となるため、ケースワーカーと被保護者の信頼関係が損なわれるだけでなく、ケースワーカーの負担のさらなる増大にも繋がる可能性があります。そのため、債権回収業務と本来の生活保護業務の両方をケースワーカーが担わないという役割分担が必要であり、少なくとも同一案件について同じケースワーカーが両方の業務を担わないという役割分担が必要と考えますが、知事のお考えをお伺いします。

6. 医療扶助費について

医療扶助費は、神奈川県的生活保護費総額で最も高い割合の41.89%であり、適正な運用実施が要請されています。

医療扶助費の中でも、入院費が50%以上を占め、入院費の約40%が精神入院となっています。日本の精神病床の平均在院日数は274.7日（平成27年）であり、OECD諸国の平均在院日数が十数日と比較しても極めて長期に亘ります。また、精神病床数はOECD諸国で最も多く、OECD平均は10万人当たり68床であるところ、日本は269床です（2011年または至近年）。このように世界でも突出して精神科のベッド数、入院患者数が多い国であり、長期入院が生活保護費を上昇させるという構造的問題があると考えますが、この点についての知事のお考えをお伺いします。

また、医療扶助費で次に割合が高いのが入院外費で約23%です。医療扶助については、被保護者が費用負担をしないため、モラルハザードが生じ、頻回受診が問題となっています。知事は被保護者の頻回受診の状況をどの程度把握し、いかなる対策をとっているのかお伺いします。

さらに、医療扶助費の中で調剤費は約18%であり、3番目に高い割合を占めています。向精神薬の重複処方、医療機関による過剰処方、後発医療薬使用促進の不徹底等、いくつかの問題が過去に会計検査院にも指摘されています。このような諸問題について、合理的かつ効果的にチェックする必要性は極めて高いです。不正利用の目的で頻回受診を行って過剰診療・過剰処方を受けている場合はもちろんのこと、被保護者の約半数を占める高齢者の場合、認知症で的確な服薬管理を行えない場合も想定されます。現場での服薬状況や日常生活動作の状況等を直接確認することで、被保護者の状況に直接対応できるとともに薬局や医療機関に具体的な根拠をもって情報提供を行うことが可能となり、過剰診療・過剰処方のみならず入院を必要とする事態の発生も減らす効果が期待できます。このような場合、ケースワーカーと連携して、保健師、看護師、薬剤師、理学療法士などの専門職の活用が有効と考えられるが、知事のお考えと県内の市町村における専門職の活用状況を知事にお伺いします。

7. 生活保護行政へのテクノロジーの活用について

多くの自治体において、ケースワーカーの業務は負担が大きく、社会福祉法で定められた標準数を大幅に超えた世帯を担当しているものも少なくありません。しかし、生活保護受給世帯が年々増える一方で、生活保護業務にあたる職員は年々減る傾向にあり、この問題は今後さらに深刻化していくと想定されます。

当然、ケースワーカーの適正な配置を行っていくことも重要ですが、一方で生活保護にかかる業務を次の2つの視点からテクノロジーの活用で代替していく必要があると考えます。それは、受給者の支援の質の向上とケースワーカーの業務負担の軽減です。

例えば、受給者の金銭管理は各ケースワーカーの経験と知恵によって行われていますが、P F M (Personal Financial Management、個人資産管理) ツールを活用することでよりデータに基づいた適切な支援を行うことが可能です。また、生活保護にかかる業務の中でも定型的なものは、R P A (Robotic Process Automation) の技術を活用することで、省人化できる可能性が高いです。これらはいくまで一例ですが、福祉の世界は長年経験と知恵に頼ってきた部分が大きいだけに、テクノロジーの活用による支援の質の向上と業務負担の軽減の余地は大きいと考えられます。

本県では、一般会計補正予算案にR P Aにかかる予算を計上するなど、行政事務の効率化に熱心に取り組まれています。そこで、生活保護行政におけるテクノロジーの活用による支援の質の向上と業務負担の軽減についてのお考えを、知事にお伺いします。